

睦 ハ ム ク ラ ブ 運 用 規 則

第1条 JA2YVZの常置場所は、本団体の事務所内とし、運用のための無線機器器具は、会員からの借用によるものとする。

第2条 本団体が主催する事業については、会員は積極的に参加するものとする。

第3条 本団体の会員になろうとする者は、入会申込書（別紙様式）を会長へ提出するものとする。

第4条 総会等における議長は、会長が務めるものとする。

第5条 会費の納入期日は毎年総会の翌月末日とし、前納方式とする。

（1）会員の資格喪失に伴う会費の返納はしないものとする。

（2）会員は前年度までの会費を滞納したとき、会員の資格を失う。

第6条 会員相互の連絡は通常432.84MHzを使用して行うので、会員は、このチャンネルに常時オンエア出来る設備を整えるものとする。

第7条 会員に次の慶弔があった場合、5,000円程度の金品を贈与するものとする。

1：結婚

2：出産（第3子まで）

3：開業

4：死亡（会員・配偶者・父母・子）

（1）会員は前項による金品の贈与については、返礼を行わないものとする。

第8条 この規則は、会員の半数以上の同意をもって改正できるほか、この規則に定めない事項については、総会において協議するものとする。

付則 この規則は平成25年4月から実施する。